

埋蔵文化財発掘調査に関する不適切な会計処理について

1 概 要

埋蔵文化財発掘調査において不適切な会計処理があり、請負業者 1 社に対する委託料に未払金が発生していることが判明した。

2 該当する発掘調査

(1) 御用米曲輪発掘調査

史跡小田原城跡御用米曲輪（江戸時代に徳川幕府が備蓄していた御用米を保管する蔵が置かれていた場所）の発掘調査。

(2) 緊急発掘調査

埋蔵文化財包蔵地（地中に遺構、遺物等が存在することが判明している土地）において住宅の建設等が行われる前に実施する発掘調査。

3 判明している事実

- (1) 複数年度にわたり、市が発注した埋蔵文化財発掘調査に係る委託料について、年間予算の支出可能額を超過しているため未払金が発生し、翌年度委託料を水増しさせて支出する運用を繰り返していた。
- (2) 令和 7 年度（2025年度）の業務について、次のとおり委託料の未払金がある。

ア 御用米曲輪発掘調査補助

イ 緊急発掘調査補助

※調査補助とは

発掘調査を行う市職員の補助を目的として、毎年度、請負業者と単価契約を締結し、作業員の従事実績及び使用重機（バックホウ、トラック等）の稼働数量に応じて委託料を支払う業務。

- (3) 未払金が発生している請負業者 1 社に対して当該業者から求められている令和 7 年度分の未払金の額は、約 1,400 万円である。
- (4) 文化庁文化財課配属歴のある複数の職員が関与していた。

4 今後の対応

- (1) 令和 7 年度の未払金を速やかに確定させるとともに、請負業者との協議が整い次第、補正予算を編成し、議案を提出する。
- (2) 発掘調査には、国及び県からの補助金が充てられているため、国及び県に状況を報告して協議を行い、返還命令等の処分を受けた場合には、補正予算を編成し、議案を提出する。
- (3) 他の請負業者も含め、過去の予算執行に関して書類の確認が可能な限り調査を進め、全容を解明する。